

中世ヨーロッパにおける紛争と秩序

——紛争解決と国家・社会——

服部良久

はじめに

紛争解決は、今日に至るまでの人類史をつらぬく課題である。そして紛争史研究の課題は、各地域・文化と時代に固有の紛争と紛争解決の方法があるという認識に立ち、そうした紛争とその解決の特質を明らかにすることにより、当該社会の構造や政治的秩序の理解に貢献することである。紛争とその解決はその社会の秩序が天秤にかけられる非日常的局面であるが、同時にその社会における人びとのインターアクション（対立と交渉を含む相互行為）が最も濃密に展開する局面である。そしてそのような局面においてこそ、とりわけ主権国家の成立する以前の、パーソナルな結合に支えられた社会秩序の特質と機能が明確に現れる。

広義の紛争研究が最近のヨーロッパ中世史研究において少なからぬ研究者の関心を惹いているのは、テーマの今日性や別にすれば、その学際的アプローチや、政治、文化、社会におよぶ枠組みの大きさによるものである。しかし実際には紛争研究のあり方は国ごとに大きな差異がある。ヨーロッパの歴史研究において一九六〇年代より隣接社会科学の影響が強まったことは、フランスのアナール第二世代やドイツの構造史、社会史派に現れている。しかし紛争史研究をも含めたドイツの中世史研究において、国王、貴族を担い手とする政治秩序という意味での国家・国制との関連を重視する傾向は

今日に至るまで明らかであり、学際的な研究スタイルの浸透はフランスに比して遙かに遅かった。^①ところが社会史研究の先導役であったフランスにおいても、裁判制度の研究をのぞけば今日まで紛争史研究自体はそれほど盛んではない。こうした研究状況は国制史の伝統の強いイギリスにおいてもほぼ同様である。

ようやく八〇年代末からドイツでも現れる新傾向の中世史研究は、社会科学の影響の強かった近代史とは異なり、人類学、民俗（族）学など文化学の方法や概念を用いるところに特色がある。^②そのような中世史研究の新潮流の中で、欧米諸国の紛争史研究は各々その特質を示しながらも二一世紀に入った今日では、一定の問題関心や視座を共有しているように思われる。そうした共有しうる議論の枠組みを提供したのは、一九七〇年代からのアメリカ（合衆国）におけるF・L・チエイエットやS・D・ホワイト、B・H・ローゼンワイン、P・J・ギアリの研究であった。アメリカの中世（紛争）史研究がいち早く学際的な研究方法を取り入れた背景を理解することは、さほど困難ではない。ギアリが述べるように、アメリカの中世史研究は自らの国民史的過去やアイデンティティの解釈という重荷からは自由であり、それだけいっそう、ヨーロッパのナショナルな枠を越えた比較史や学際的なプロジェクトによる研究が容易であったといえる。^③

筆者は最近、一九七〇—八〇年代の（法）人類学の影響を受けたアメリカの中世紛争史研究および、象徴的、儀礼的コミュニケーションに着目する一九九〇年代のドイツにおける新しい中世史研究を中心に、ヨーロッパ中世の紛争、紛争解決に関する研究動向を概観する機会を得た。^④本稿は、前稿で取り上げたアメリカにおける中世紛争史研究が、その後どのように展開し、現在の成果はどのように評価されるのかを問うこと、そうしたアメリカの研究から刺激を得たヨーロッパにおける中世紛争研究の動向をフォローし、ドイツにおける儀礼的コミュニケーションと紛争解決の研究動向を、前稿では十分に論じられなかったフェーデ研究の動向をもあわせて再検討しつつ、国際的かつ学際的な中世史研究の中に紛争史研究を位置づけることを課題とするものである。

- ① Johanek, P., *Mittelalterforschung in Deutschland um 2000*, in: Goetz, H.-W./Janut, J. (Hg.), *Mediävistik im 21. Jahrhundert*, S. 31-33.
- ② Ebenda, S. 31; Goetz, H.-W., *Die Aktualität des Mittelalters und die 'Modernität' der Mediävistik*, in: Ebenda, S. 13.
- ③ Geary, P. J., *Medieval studies — „Mittelalterstudien“ in Amerika*, in: Ebenda, pp. 63-65.
- ④ 拙稿「中世ヨーロッパにおける紛争と紛争解決——儀礼・コンフリクト・ケーン・国制——」『史学雑誌』一二三・二〇〇四年。

一 アメリカにおける紛争研究——合意とネットワーク——

1 アメリカにおける紛争研究の出発点

チエイエットは一九七〇年、一二、一三世紀のラングドック地方における法について考察した論考において次のように述べた。すなわち、当地方の法は客観的規範ではなくモラルと一体化した慣習であり、また紛争は当事者の名誉とプライドを考慮した交渉、つまり仲裁・和解によって解決された。このような和解は、和解への圧力を生み出している社会関係の存在を前提としていた。しかし一二五〇年以後、アルビジョワ十字軍と国王役人の常駐化、仲裁（または調停。以下では厳密に区別しない）を担ってきた社会的紐帯の弛緩により、この地方でも固定した法システムによる決定（裁判・判決）が優勢になった^①。このようなチエイエットの視点は紛争のみならず、法をも関係者間の相互交渉として捉えるもので、自律的な規範としての法を前提にできない非西欧社会に対する、S・ロバーツやJ・コマロフらの（法）人類学者の関心と共鳴し、アメリカの中世史研究に広範囲で持続的な影響を与えた^②。

チエイエットの問題提起的研究を受けてS・D・ホワイットは一九七八年に、一一、一二世紀のフランス西部における修道院を中心とする地域社会の紛争とその解決のプロセスを考察する論考を公にした^③。一一世紀マルムーティエ修道院の所領を巡る紛争の解決においては和解と裁判の双方が用いられたが、裁判と仲裁・和解は相互に移行する流動的な関係にあ

った。紛争が直接裁判に持ち込まれることは稀であり、裁判は、おそらく仲裁者による解決（和解）を公的に確認するための集会以上のものではなかった。このような和解への圧力となったのは、やはり紛争当事者と在地貴族層の修道院を中心とする社会的紐帯である。また一九八六年にはホワイトは、一一〇〇年頃のトゥール地方、ノワイエにおける聖マリア修道院文書より、七つの紛争事例を取り上げた^④。それによれば、同修道院はフェーデにおいて殺人を犯した者と被害者家族の和解を取り持ち、和解のために加害者は、修道院への寄進によって被害者の救霊のためのミサを設定し、またそのための特別の修道士を修道院にゆだねた。こうした信心行為の動機は、被害者の親族による報復への恐れ、神罰や自身の救霊への不安、修道院とのよき関係による社会的ポジションの維持など様々であるが、ホワイトは当事者双方やその親族、証人、修道士たちが、いずれも修道院の証書に寄進者、証人として現れる、単一の社会的ネットワークに属する人々であったことを重視する。ホワイトによれば行政組織の未発達な社会において、効果的な政治的行為のための枠組みを提供したのは、親族、領主制、封建関係、隣人関係、その他の社会的紐帯によって形成されるネットワークであり、この社会的ネットワークを操作する能力が地域平和創出の前提だったのである。

上記のように、一一、一二世紀までの法を、紛争当事者の交渉における参照のフレーム、ないし戦略的なリソースと見なす、ロバーツらの法人類学的解釈と符合するチェイエット説は、ホワイトの社会ネットワーク的研究によって補強され、以後、現在に至るまでアメリカにおける中世紛争史研究のパラダイムであり続けた。たとえばW・ブラウンのカロリング期バイエルンを対象とする紛争研究によれば、バイエルン（部族）法典という記された法規範は紛争当事者によって重視されたが、それは不文の慣習を含むより大きな規範の伝統の一部であり、紛争を有利に解決するための参照の枠組にすぎず、当事者は状況に応じてそうした複数の法的リソースを選択したのである^⑤。さらにクリュニー修道院がその周辺の俗人領主（＝聖ペテロの隣人たち）との間に形成していた、対立・友好（所領交換、寄進、救霊）の両面を含む相互関係を前提に、両者間の紛争とその解決を考察した一九八〇年代末のローゼンワインの研究、ローゼンワイン、Th・ヘッド、Sh・ファー

マーによる、クリュニー、マルムーティエ、フルーリの三修道院の、紛争における敵対者への対処の仕方を比較考察した一九九一年の共同研究も、基本的にプロセスとしての法と社会的ネットワークのパラダイムに属するものといつてよい。^⑥

かつて社会学者G・ジンメルは、紛争は社会秩序を破壊するのではなく構築すると述べたが、これらの紛争研究に通底するのは、紛争は絶えず交渉の中にあり、紛争と紛争解決は不可分のコミュニケーション行為であるという認識である。

この意味での紛争 conflict とは物理的暴力のみならず、様々なレベルの緊張・軋轢・攻撃（言葉と行為による）を伴う相互行為として考えるべきであろう。このような認識は、必然的に、紛争と紛争解決が当該社会の権力構造や秩序との相互関係にあったことを前提としている。そうした中世社会の秩序は、研究者が対象とする地域と時代により多様であることはいうまでもないが、一九七〇—一九八〇年代のアメリカの紛争研究においては、権力構造とその変化についての認識は曖昧なままにとどまっていた。それは対象とする社会の長期持続的な構造を所与とする、人類学の影響によるものであろう。^⑦

2 アメリカにおける紛争研究の現状と課題

W・C・ブラウンとP・ゴレッキを編者として二〇〇三年に刊行された『中世ヨーロッパにおける紛争——社会と文化のパスpekティヴの転換』と題する論集は、アメリカの指導的な紛争史、中世史研究者の寄稿により構成され、アメリカの中世紛争史研究の現状と課題を検討するうえで有益である。編者はその総括において、紛争をテーマとする本書が、同時に権力と政治秩序に関する書物となったのは驚くにあたらないと述べる。この論集の執筆者たちは、アメリカの研究から刺激を受けて一九八〇—一九九〇年代にヨーロッパで展開した権力秩序をめぐる議論をふまえて、今後の紛争研究を展望しているのである。

一九九〇年代のヨーロッパ中世史研究における中心的なボレミークのひとつは、「封建革命」「千年頃の変化」をめぐるものである。周知のように一九五三年に公にされたG・デュビイのブルゴーニュ、マコネ地方に関する研究は、カロリン

グ的な伯裁判を核とする国家的秩序が九八〇年から一〇三〇年の間に崩壊し、城主支配圏（シャテルニー）の分立による封建時代に移行するというテーゼを掲げ、戦後フランス中世史研究でもっとも大きな影響力を持った。このテーゼはP・ボナシのカタルーニャに関する研究や、J・F・ルマリニエ、J・P・ポリー、E・ブルナゼルらの研究に継承されたが、近年D・バルテルミは「千年頃の変化」に対し、史料解釈の問題に及ぶ根本的な批判を加えた。この変化Ⅱ「封建革命」をめぐる論争は、一九九四年から一九九七年にかけてPast and Present誌上で様々な地域の研究者が参加して行われたが、本稿ではこの論争の内容を全面的に検討する余裕はない。^⑨ここでは紛争史研究に関わるかぎり、一九七〇年代にアメリカにおける中世紛争史研究を「創始」したチェイエットとホワイ特が、「封建革命」論を批判する立場から九〇年代の論争に加わったことに注目しておきたい。争点の一つが法と裁判の機能であったことから、この論争は紛争史研究にとっても重要な意味を持ったのである。

ホワイ特は二〇〇一年の論文および二〇〇三年の前掲書所収の論文において、デュビイがカロリング体制下の公的な伯裁判*malis publicus*を規範モデルとし、九八〇年以後の「封建化時代」に現れる、当事者の関係者たちによって構成され、たいていは仲裁や曖昧な判決に終わる裁判をいわばその没落形態と考えたことを、史料の根拠の再検討を通じて批判した。ホワイ特によれば、裁判と裁判外の和解は一〇世紀前半にも併存し、和解と見える解決が、実質的な一方的判決（勝訴と敗訴）を隠蔽する行為であった事例が一一世紀にも見られることなどから、総じてデュビイのいう急激な転換は史料的に確認できない。むしろ裁判制度の変化があったとすれば、それはウィツカムが述べるように八五〇―一一五〇年の長期にわたり、また地域により異なるペースとプロセスで進化したと考える方がよいのである。^⑩

チェイエットもまた、デュビイ説と「封建革命」論を、進化論やデュルケームの社会学の影響から生まれた、上位権力の統制がなければ社会はアナキーに陥るとの誤った前提によるものとし、デュビイの示した史料の再検討により、カロリング国家の公的裁判の崩壊と封建裁判への移行という図式を否定する。構造全体を規定する概念としての「封建制」自

体にも懐疑的なチエイエットは、固定的な構造ではなく、社会的習慣、慣行、手続きなど、多様な意味と影響、固有の歴史とクロノロジーを持つ行動様式を考察すべきであると述べる。そうした行為の事例としてチエイエットは、ラングドック地方では多様なコミュニケーションを基盤とした社会秩序の形成と回復において、集団的な誓約が決定的な意義を有したことを強調する。^⑩

このようなアメリカ中世史家の「封建革命」論批判から読み取れるのは、単なる変化と移行の時期や態様の認識における齟齬ではなく、法と裁判、さらに基本的な権力秩序の認識の相違である。『中世ヨーロッパの紛争』の編者、ブラウン、ゴレツキがその総括において述べるように、本書に寄稿したアメリカの紛争研究者は総じて「プロセス主義者 processualist」的傾向を示す。すなわち法ないし規範は自身の目的のために争う当事者の交渉によって生み出される、あるいは少なくともフォーマルな裁判と、双方向的な交渉や第三者の仲裁によるインフォーマルなプロセスを、通時的に併存し、選択される紛争解決の手段として理解する。また同様な機能主義的、プロセス主義視点から、政治秩序は固定的な制度ではなく、当事者たちが権力行使を認識し、組織し、正当化するプロセスと理解される。本書所収のジュール・バイヨック論文が示すように、そうした選択的行為と交渉（有力者による仲裁）による秩序維持は、サガ時代のアイスランドのごとき国家権力の欠如した社会においても存在したのである。^⑪

以上のような、人類学、民俗学の動向とも結びつき、その意味で進化・発展モデルとは相容れないチエイエットやホワイトの裁判と紛争解決に関する認識は、基本的にW・デイヴィス、P・フォラクル編の論文集『中世初期の紛争解決』の執筆者や、ギアリらにも共有されていると言つてよい。^⑫しかし「封建革命」を説くポリー、ブルーナゼルらはもちろん、これを批判するバルテルミも、紛争研究の「アメリカ学派」（バルテルミ）には必ずしも好意的ではない。アメリカの研究に影響を与えたマリノフスキらの機能主義論の人類学がすでに批判を浴び、その超克が目指されていることを思えば、紛争とその処理を社会的統合のプロセスの中に融合させるアメリカの最近の紛争史研究（およびその影響を受けたヨーロッパの

研究）は楽観的にすぎるといっているのである。^⑮

たしかにインフォーマルな交渉（仲裁）と合意（和解）を重視する司法的実践（いわゆるADR運動）とも結びついたアメリカの法人類学は、一九八〇年代には様々な批判にさらされ、法実践と結合した「合意信仰」は過去のものになりつつある。^⑯ また社会的ネットワークにおける交渉と合意という予定調和的な図式が先行するなら、紛争史研究の個々の事例に関する「厚い記述」も、紛争処理メカニズムの理論モデルのような「薄い結論」しか生み出さない。しかし実際に個別事例において中世史家が対象としてきたのは、きわめて多様な社会的、政治的環境と変化する人的結合を前提とする、無限に多様な紛争とこれに対する当事者、関係者の対処である。ローゼンワインらによる、ほぼ同時期のフランスにおける修道院の紛争に対する対応の比較考察は、そのような差異を明示している。また紛争の解決として文書に現れる合意・和解とは、その文言がいかに麗しい隣人愛で装飾されたものであれ、それ自体人的紐帯の所産である権力関係の圧力や、当事者の当面の戦略的な判断と選択の結果であり、自由な主体的判断による交渉が相互理解と合意を生み出すと単純に考えてはならない。さらに、紛争がかならずしも同等な社会集団、同身分の間の対立ばかりではなく、支配・被支配の関係を含む身分的、階層的な社会の中で展開することを思えば、交渉に関わり得たのは誰か、という問題は看過できないであろう。ブラウン、グレッツキ編の論集に収録されたE・Z・タビュトのノルマンディにおける反乱者の処罰に関する論考や、W・ノースのアレッツォの聖堂における権限を巡る競合と交渉の考察は、交渉と合意から排除された者に向けられる厳しい措置を垣間見させる。^⑰

他方、一九七九―八〇年代のアメリカにおいて、裁判外の民間調停者による和解・合意による紛争解決をめざす運動がさほど成果をあげなかったのは、そのモデルとなった非西欧社会の「村落調停」の場のようなコミュニティ（相互作用と協調を促進する地域の社会基盤）の欠如のゆえであった。この点ではヨーロッパ中世社会については所与としての前提ではなくとも、人間の行為と相互関係にある多様なコミュニティが存在したことは否定できない。とすればやはり中世紛争史

研究は当事者個人(ないし集団)の行為と、そうしたコミュニティによって支えられた社会構造・権力秩序の相互関係を明らかにするものでなければならない。以上の問題点をふまえ、アメリカの紛争研究が示した視点を考察のルーズなフレームワークとして、様々な地域と時代の事例研究により、紛争に陥り、これを克服しようとする人間の相互行為の多様なありかたとその意味を明らかにすることは、今日なお、単なる紛争の比較的研究にとどまらない意味を持つであろう。

- ① Cheyette, F. L., Suum cuique tribuere, in: *French Historical Studies* 6, 1970, pp. 287-299.
- ② Roberts, S., The Study of Dispute: Anthropological Perspectives, in: *Disputes and Settlements: Law and Human Relations in the West*, Bossy, J.(ed.), 1983; Brown, W.C./Górecki, P., What Conflict Means: The Making of Medieval Conflict Studies in the United States, 1970-2000, in: Id(ed), *Conflict in Medieval Europe*, pp. 6-11.
- ③ White, S.D., "Pactum...legem vincit et amor iudicium". The Settlement of Disputes by Compromise in Eleventh-Century Western France, in: *The American Journal of Legal History* 22, 1978, pp. 281-308.
- ④ Id., Feuding and Peace-Making in the Touraine around the Year 1100, in: *Traditio* 42, 1986, pp. 195-263.
- ⑤ Brown, W., *Unjust Seizure. Conflict, Interest, and Authority in an Early Medieval Society*, 2001; Id., The Use of Norms in Disputes in Early Medieval Bavaria, in: *Viator* 30, 1999.
- ⑥ Rosenwein, B.H., *To be the Neighbor of Saint Peter. The Social Meaning of Cluny's Property, 909-1049*, 1989; Rosenwein, B.H./Head, Th./Farmer, Sh., Monks and Their Enemies. A Comparative Approach, in: *Spectulum* 66, 1991, pp. 764-796.
- ⑦ Brown/Górecki(ed.), op. cit., pp. 8-9. アメリカの法人類学の動向
- ⑧ じつじつは「J・H・コリアー『紛争・ラダタイム以後の北米法人類学』棚瀬孝雄編著『紛争処理と合意』ミネルヴァ書房、一九九六年、一〇七—一二二頁参照。
- ⑨ Brown/Górecki(ed.), op. cit., p. 266.
- ⑩ Duby, G., *La société aux XI^e et XII^e siècles dans la région mâconnaise*, 1953; Lemaigrier, J-F., *Structures politiques et religieuses dans la France du haut moyen âge*, 1995; Bonassie, P., *From Slavery to Feudalism in South-Western Europe*, 1991; Poly, J-P./Bonnazet, E., *The Feudal Transformation 900-1200*, 1991; Barthélémy, D., Debate: "The Feudal Revolution", I, *Past and Present* 152, 1996; Id., *La mutation de l'un mil a-t-elle eu lieu?*, 1997, 以後の論争も関連文献にうつす。White, Tenth-Century Courts at Maçon and the Perils of Structuralist History: Re-reading Burgundian Judicial Institutions, in: Brown/Górecki(ed.), op. cit., pp. 37-47 を参照。マインの歴史家は始末の論争に関わりつづき、管見の限りでは Goetz, H-W., Gesellschaftliche Neuformierungen um die erste Jahrtausend-wende?, in: Hubel, A./Schneidmüller, B.(Hg.), *Aufbruch ins zweite Jahrtausend*, 2004 を「千年頃の変化」を否定する。スベイン諸地方に関する邦語の実証研究としては「足立孝『十一世紀フランス王国における国王英廷と和解』『史料』八二(一六)二〇〇〇年」同「安(マリアラ)十一世紀マロン地方農村社会——土地売買文書の分析を

中心として——」『史学雑誌』一一〇—一二〇〇年、村上司樹

「サン・クガト修道院とバルナルト・ウトジェ——一世紀中葉バルセロナ伯領『辺境』における修道院と城主——」『スペイン史研究』一六（二〇〇〇年）回「一世紀前半カタルーニャ地方における修道院の『危機』とその所領政策」『史学雑誌』一二三—一二四（二〇〇四年）

- ⑩ Wickham, Ch., Debate: 'The Feudal Revolution', IV, in: *Past and Present* 155, 1997, pp. 196-208. White, op. cit., pp. 58-59. なおホム・インは、十年つぎに修道院文書に現れる「封建化」を含意する用語であり以前から進行しつつあった社会的変化に書か手えた新しい表現であり、その意味で「封建革命（feudal revolution）」は「封建的発見（feudal revelation）」とすべきであると述べる。しかしこの表現の背景に、現実の社会変化の認識に基づく集合意識、集合表象の変化が存在したというデュービーの見解には懐疑的である。Ibid., pp. 67-68.

- ⑪ Cheyette, Some Reflections on Violence, Reconciliation, and the "Feudal Revolution", in: Brown/Górecki(ed.), op. cit., pp. 243-264.

- ⑫ Brown/Górecki(ed.), op. cit., p. 274.

- ⑬ Byock, J.L., Feuding in Viking-Age Iceland's Great Village, in: Brown/Górecki(ed.), op. cit., pp. 229-241.

- ⑭ Davies, W. / Fouracre, P. (ed.), *The Settlement of Dispute in Early*

Medieval Europe, 1986.

- ⑮ Barthélemy, La vengeance, le jugement et le compromis, in: *Le règlement des conflits au moyen âge*, 2001, p. 19. 同様の批判的問題は Le Jan, R., Les transactions et compromis judiciaires autour de l'an mil, in: *La justice en l'an mil*, Association française pour l'histoire de la justice, 2003, p. 72 にみられる。ホム・インの議論は White, The Study of Disputes in Medieval France, in: Cohen, E./Jong, M.(ed.), *Medieval Transformation: Text, Power and Gift in Context*, 2001, pp. 210-212.

- ⑯ 和田仁孝「法人類学の変容と『合意』批判」棚瀬編著「前掲書」一七五—一九四頁。

- ⑰ Tabureau, E.Z., Punishments in Eleventh-Century Normandy, in: Brown/Górecki (ed.), op. cit., pp. 132-138. North, W., The Fragmentation and Redemption of a Medieval Cathedral: Property, Conflict, and Public Piety in Eleventh-Century Arezzo, in: Ibid., pp. 109-130. 笹倉秀夫氏によれば「合意論」は能動的な社会主体とその自覚的意思、直接的交渉に考察を限定し、それを越えた社会関係の構造を見逃してしまっている問題点を持つ。笹倉「合意論——議論の背景と論点」棚瀬編著「前掲書」一七三頁。

二 紛争解決——裁判・仲裁・リチュアル——

1 リチュアルと紛争仲裁

前述のように紛争史研究は、紛争とその解決に関わる個々人の行為と社会構造の関係を明らかにしようとするものであ

る。中世におけるそのような社会（あるいは政治・権力）の構造は、制度化された規範構造としてではなく、なお多分に人的な関係と相互交渉、換言すればコミュニケーションのありかたと密接に関連している。コミュニケーションは近年の中世史研究におけるキーワードのひとつであり、ローカル・コミュニティ、都市、諸侯領、王国、宮廷など様々なレベルと空間におけるコミュニケーションが、単なる情報伝達ではなく、意思伝達、意思表明、争い、交渉と合意など、それ自体社会、政治の秩序を構成するファクターとして論じられる。したがって紛争と紛争解決は、このような広義のコミュニケーション^①行為の一部、しかも中世社会の礎をなす重要な部分であったといえよう。

紛争と紛争解決に関わる研究領域において、ドイツの中世史家は一九世紀以来、裁判制度、ラント平和令と刑法、国王・貴族間の抗争、フェーデと平和などの問題に、伝統的な法制史、政治史の視点と手法により取り組んできた。この分野において一九九〇年代に新しい研究方向を打ち出したのはG・アルトホーフである。現在、ドイツ学術振興協会の補助による共同研究プロジェクト「前近代のシンボリックなコミュニケーション」を推進中のアルトホーフの研究は、様々な儀礼（リチュアル）をその重要な手段とするコミュニケーションが中世の政治秩序において本質的な機能を有していたことを、多くの事例を通して明らかにしている。アルトホーフによればそうしたコミュニケーションにおいては、ある種の行為ルール *Spielregeln* が不文律として機能し、それはとりわけ紛争と紛争解決（仲裁・和解）において明確に現れるのである。アルトホーフの研究成果については前稿で詳しく論じたので、ここでは要点のみ述べておこう。^②

アルトホーフの関心は紛争研究に限定されず、むしろリチュアルが中世の国王、諸侯、貴族、教皇など聖俗エリートの間での和解や合意を公に示すために本質的な役割を担っていたことを明らかにすることにある。紛争仲裁や和解、協定など政治的合意形成のための実質的な交渉 *colloquium familiare* によって進められ、成立した合意を、言葉と行為によって公に誤解を生じさせない方法で明示する手段がリチュアルであった。国家や社会の秩序がなお基本的にオーラルな相互交渉と伝達に依拠していた一一、一二世紀頃まで、リチュアルは公的なコミュニケーションにおい

て不可欠な手段であつた。従来の中世史研究は主として、国王戴冠式や葬送儀礼研究など、祝祭的な国家・王権儀礼を対象としてきたが、アルトホーフはより日常的な国王、貴族の相互行為におけるリチュアルを、より広い視野において考察しようとしたのである。

そうしたリチュアルの典型としてアルトホーフがしばしば事例を挙げるのは、*tedio*、すなわち国王足下への平伏などのパフォーマンスをともなう降伏、和解、恭順の儀礼である。明らかに宗教的な公的贖罪の影響が濃厚な*tedio*のリチュアルは、国王と諸侯の間の降伏・和解、カノッサ事件、ヴェネツィアの和（一二七七年）のような、皇帝と教皇の和解や協定の際にも、形態的には様々なヴァリエーションを伴いつつ行われた。このような行為を行う者を赦し、その地位を回復するのが国王にふさわしい行為とされ、そうした通念は不文のルール*unwritten rule*として紛争当事者双方を拘束したのである。またJ・ル・ゴフやJ・C・シュミットは、中世社会を「身振りの文明」と表現したが、アルトホーフはそうした様々な身体所作に加え、叙述史料に現れる、国王の公の場での落涙、怒りなどの誇張された感情表出についても、今日の視点からいえば演出された意図的行為であり、同時代人の通念（不文律）では心情の発露として真摯に受け止めるべき行為と見なされ、この意味でリチュアルであつたと考える。

以上のような交渉とリチュアルによるコミュニケーションを重視するアルトホーフは一〇—一三世紀の紛争解決における裁判外のインフォーマルなプロセスを強調する。一〇世紀の東フランク、ドイツにおける貴族間の紛争、あるいは有力貴族の国王に対する叛乱に対して、国王はそうした貴族たちの地位身分、名誉に配慮して断罪よりも取りなし、仲裁による和解を優先し、和解した相手に対しては以前の地位や官職（タイトル）を許した。オットーネンの国王は、王国の有力者たちと現世の友好関係*amicitia*、そして来世の救霊のための典礼的盟約（死者記念のための祈禱盟約）を通じて対等に結ばれ、紛争解決においても同じルールに服したのである。ザリア、シュタウフェン朝時代には法と裁判の重視という国王の志向は認められるものの、実際には裁判と裁判外の仲裁・和解の関係は流動的であり、両者は容易に相互移行した。国

王宮廷集會は參席した諸侯と國王の交渉と合意形成、あるいは合意の公的な確認の場であり、國王（宮廷）裁判もまた、そうした諸侯の協議による意思形成の一つのプロセスである。そのようないわばフォーラムとしての宮廷裁判への召喚とは、当事者を交渉の席に着かせることを意味し、交渉・和解と互換的な機能を持った。

アルトホーフのリチュアル論は後述するように種々批判を受けたが、これらを意識した最近著『リチュアルの力——中世におけるシンボルと支配——』においてもアルトホーフは、リチュアルを、オーラルな、そして文字によるコミュニケーションに対して第三のコミュニケーションと位置づける。^③しかし本書でアルトホーフが、リチュアルはその意味を時代や状況に応じて変化させ、またその内容も固定的ではなく大きな可変性を持つことを強調したのは、加えられた批判への対応と読める。前稿で指摘したように、アルトホーフの叙述においてはリチュアルによるコミュニケーションと政治秩序（国制）との相互関係、およびその変容については不明確なままにとどまっていた。この点に関連してアルトホーフは本書では、一一世紀、ザリア朝時代に入ると國王は、反抗する諸侯に対し和解への取りなしや自発的降伏を容易には容れず、赦された諸侯にも元の地位回復は困難となったことを例証する。ハインリヒ三世、同四世などザリア朝の國王は諸侯との争いにおいて、裁判と判決をも手段として厳しい措置を貫こうとした。一〇世紀以来の交渉と合意による統治と決別し、テオクラシー的傾向をも示すザリア王権の下で、*deditio*はかつてのような、落涙、抱擁、平和の接吻をもつて終わる紛争当事者間の和解のリチュアルではなく、しばしば一方的な國王の命令による贖罪儀礼となった。^④しかし一二世紀のシユタウフェン朝時代には、*deditio*は平和的な紛争解決のリチュアルとして多用された。フライジング司教オットーによればフリードリヒ・バルバロッサは、法と裁判の厳格な *rigor iustitiae* をもつて紛争解決に尽力したとされるが、実際にはバルバロッサに対して行われた *deditio* は、紛争の性格、当事者（敵対者）の政治的、社会的ポジションにより、寛大、厳格の何れをも示しており、ハインリヒ六世、フリードリヒ二世の下でもほぼ同様である。^⑤

このようにアルトホーフの近著は、リチュアルがその歴史を持つこと、すなわち時代によりその機能を変化させ、また

同じリチュアルが状況に応じて異なる意味を持ったことを強調する。リチュアルの機能は常にそれに先行する当事者の交渉と合意を前提とし、こうしたコミュニケーションの危機がリチュアルの秩序安定化能力をも低下させたことは、ヴァインフルターやズハン（後述）が明らかにした叙任権闘争期の状況が示すとおりである。

2 紛争解決・リチュアルと中世政治史

このようにアルトホーフの研究では、一〇——一三世紀におけるリチュアルの機能と裁判外の交渉、仲裁、和解は不可分の関係にあった。ではアルトホーフが指摘するリチュアルの機能と意味の変容は、国王の統治や、諸侯、貴族との関係に基づく政治秩序の変化とどのような関係にあるのだろうか。この点についてのアルトホーフの考察はなお不十分であるといわねばならないのだが、アルトホーフのリチュアルとコミュニケーションの中世史研究はどのように評価されているのだろうか。

前稿でもふれたようにJ・ヴァイツェルはアルトホーフの法と裁判の理解を批判した。しかし同じ法制史研究者G・デイルハールは、オーラルな伝統および（広義の裁判集会IIディンゲケノッセンシャフトにおける）集团的協議と不可分であり、また社会、生活秩序と一体化していた中世の法秩序を「法慣習」と呼び、アルトホーフの業績にふれつつ、「法慣習」を明らかにするには人類学、民俗学の方法が有益であると述べる。法と社会の関係については法制史研究者の中にも、紛争研究におけると同様な新しい方向性が確認されるのである^⑥。

他方でフランスのJ・M・メグランはアルトホーフの論文集『中世の政治における行為のルール』を、伝統的なドイツ国制史の転換を示すものと評価しつつも、そのリチュアル解釈を単純にすぎると批判する。この点を詳しく紹介する余裕はないが、たとえばアルトホーフが全て降伏、謝罪と結びつけたリチュアルの様々な内容は、より多様なニュアンスを帯びていた。また特定のリチュアルは、必ずしも「観衆」に常に一定の明確な解釈を期待し得たのではなく、従って不確か

なコミュニケーション手段にとどまるものでもあった。リチュアルを無文字社会と共通するコミュニケーション手段として認識するにとどまらず、中世の各時期における固有の機能を明らかにすべきだといふのである。^⑦ リチュアルの解釈に対するこのような批判を意識して著されたアルトホーフの『リチュアルの力』も、なおそうした批判に十分応えているとは言い難い。またザリア朝時代政治史の研究者S・ヴァインフルターは、国王のリチュアルの意義はその象徴的意味を論ずるのみならず、国王統治の基礎にある秩序観念を認識してはじめて理解しようと述べ、アルトホーフらのリチュアル研究に疑念を呈している。ヴァインフルターによれば、国王ハインリヒ三世は折にふれて、落涙しつつ地に平伏する贖罪のパフォーマンスを行い、また図像においても、キリストの足下で涙とともに悔悛する王（と妃）の姿を描かせた。ハインリヒは、自身を卑しめ、苦悩するキリストにならう王のみが、キリストの権威と力を得るといふ認識に立ち、統治プログラムの全体を「贖罪する王権」の理念と結びつけた。このような神に直結する王権理念や、（神のごとく）命令するハインリヒの平和と秩序の観念は、諸侯との合意を基礎とした同時代の秩序観念と抵触し、教会の批判をも招くことになる。その中で、神をまねび、その意志により統治する孤高の国王は、贖罪リチュアルの繰り返しにより、自身のテオクラティシユな統治の正当性を確認し、公に示そうとしたのである。しかしこの「贖罪する王権」のリチュアルは、必ずしも周辺の「観衆」の理解と共感を得ず、期待される効果をもたらさなかった。諸事にわたり合意を尊重しない国王の統治スタイルが、やがてハインリヒ四世下で大きな破綻を来すことを思えば、合意という前提を欠くリチュアルの限界は明らかであろう。リチュアルは権力を支え、限界づける。^⑧

リチュアルをめぐる歴史人類学的な議論は中世紛争史の域を超えるのでここでは立ち入らない。^⑨ 一方でリチュアルの前提となる交渉と合意のプロセス、他方でリチュアル自体のディテイルにおよぶ意味解釈とその影響を具体的な政治的コンテクストにおいて相互関連的に明らかにすることが課題となろう。ともあれリチュアルは人類学的アプローチに関心を持つ多くの若手研究者を惹きつけ、後述するC・ガルニアやCh・ヴィットヘフトら、アルトホーフの下で学位論文を作成し

た中世史研究者が豊かな成果を生み出しつつある。^⑩

このうちヴィットヘフトが年代記や文学テクストを中心に、リチュアルや象徴的コミュニケーションを論じたのに対し、前稿でも言及したガルニアの研究は政治史に重点を置く。ガルニアは一二世紀に頻出する、紛争解決と和解の後に結ばれる諸侯間の友好同盟 *amicitia* が、将来の紛争に備えた仲裁方法や錯綜する領邦間の利害関係の調整を、文書により詳細に規定し、それにより広域的な諸侯ネットワークの形成が可能となったことを明らかにした。^⑪ ギアリは中世初期における裁判外の紛争解決として、対等な当事者の相互の和解協定 *convenientia*、弱者による有力者の支援への依存 *commendatio*、司教を担い手とする仲裁 *arbitratio* を考察し、これらが単に紛争を終わらせるのみならず、集団のアイデンティティと結合、個人間の依存と差異化、（仲裁者の）権威強化を促したと述べる。^⑫ このようにギアリや前述のホワイトラのローカル・コミュニティを対象とした紛争研究は、仲裁・和解による紛争解決が地域の人的紐帯を明確化し、コミュニティの社会的結合を創出、強化することを示唆したが、紛争解決・和解（契約）が友好同盟による諸侯間ネットワークという、王権から自律的な政治秩序の展開と不可分の関係にあることを示した点で、ガルニアの研究は、結果としてギアリ、ホワイトラの視点を政治史レベルで具体化したものといえる。^⑬

3 裁判とインフォーマルな紛争解決

ホワイトラ、ローゼンワインらがフランスのローカル・コミュニティを考察の枠組みとしたのに対し、ドイツ中世の紛争史研究はそれらの影響を受けつつも、中世初期、盛期については国王、貴族の紛争に関心を集中させているように思われる。それは一〇、一一世紀ドイツの修道院史料が、ホワイトラが用いたフランスの同時期のカルチュレールに比して、紛争のプロセスを窺わせる叙述に乏しいという事情にもよるが、やはりドイツ国制史研究の伝統に負うところが大きい。しかしそれはメグラも認めるように、ドイツの紛争史研究が国制史研究に新しい方向性を与える可能性をも持つことを意

味する。そうした政治史、国制史と密接に関連するドイツの紛争史研究の重点のひとつは、国王と貴族の対立期、国制の危機における紛争解決、仲裁の研究であり、今ひとつはチエイエットやホワイトとそれ以後の欧米の紛争研究が重要な検討課題としてきた、中世における裁判と法の機能の問題である。以下、この点に関していくつかの重要な研究にふれておこう。

アルトホーフ門下の一人、H・カンブは叙述史料を博搜し、中世初期・盛期の紛争解決において重要な役割を果たす取
りなし人、仲裁者 *Vermittler*、*Friedensstifter* に関する詳細な実証研究の成果を公にした。^④ 同様に S・クリープは一九
八一―二〇八年の二重選挙と対立国王の相争う時代における、マインツ大司教、シトー派修道院、その他の諸侯から教皇
に至る様々な人々の仲裁活動とその帰趨を考察した。^⑤ この時期に諸侯は自身の権益のために対立王の競合を利用したこと
のみが強調されがちであるが、国制の危機を克服するために多彩な仲裁活動が展開したことを明らかにしたクリープの研究
は注目されてよいだろう。このように一〇―一二世紀には聖俗諸侯を中心とする自律的な仲裁活動が、一定の制度化を
ともないつつ展開したことが明らかに。一方で、前述のようにドイツ国王も一一、一二世紀には法と裁判による紛争解
決を推し進め、また実現したと考える研究者も少なくない。H・ヒルシュや J・ゲルンフーバー以来、ラント平和令と流
血裁判権、身体刑の成立を関連する現象としてこの時期に想定するのが法制史研究の定説であった。^⑥ 最近では K・リヒ
ターが *フライジング司教オットーの『フリードリヒ事蹟録』* に基づき、フリードリヒ・バルバロッサが裁判・判決に基づ
く処罰、制裁を原則としたことを強調し、バルバロッサ時代に公的刑罰の觀念が成立したと考えている。^⑦ 他方で K・ゲー
リヒはその著書『フリードリヒ・バルバロッサの名誉』において、バルバロッサの統治行為、とりわけ紛争に臨む態度を
一貫して規定したのは、皇帝と帝国構成員全体が担うべきものとされる「帝国の名誉」であったと述べる。この名誉の回
復・維持のためには、法による裁き以上に、敵対者（帝国の名誉を損なう者）の降伏・恭順のリチュアルにより、帝国と皇
帝の威信を公にアピールすることが有意義であった。^⑧ ともあれバルバロッサの統治に関しては、裁判（法）の厳格 *rigor*

iustitiae の原則と、仲裁（交渉）、和解 *consilium, amor, amicitia compositio* による解決は少なくとも共存していたようにみえる。それは一二世紀の特質であるのか、全体として裁判と裁判外のインフォーマルな紛争解決の関係を時代と国制の変化の中でどのように考えるべきか。カンブ、リヒター、ゲーリヒらの研究もこうした点についての見通しを明確に示していない。^⑩

一九九六年の、「中世初期の裁判」をテーマとしたイタリアのスポレート中世初期研究集会におけるギアリの報告によれば、裁判と並ぶ選択肢であった如上の裁判外の紛争解決が、カール大帝時代には裁判システムとの軋轢を強め、カールはその勅令により、裁判官は仲裁ではなく書かれた法によつて判決すべきことを命じた。^⑪ 同じスポレート報告において H・ケラーは一〇世紀の国王裁判を次のように特徴づけた。^⑫ すなわちオットーネンの裁判は判決よりも和解 *reconciliatio* の原則に導かれ、判決（裁定）は既に当事者双方の間に成立していた合意・和解を確認し強化すること、和解を拒む一方の当事者に警告を発することなど、限定された機能を有したにすぎない。国王に期待されたのは第一に王国の平和維持である。平和維持は必ずしも正義（法）と直結せず、法の維持は仲裁、平和維持という国王の広い活動領域の中に埋め込まれていたのである。こうした紛争解決の原則は貴族間の紛争を扱う国王裁判に限られない。一一世紀前半のヴォルムス司教ブルハルトが編ませた「領民（ファミリア）の法」においても、殺害事件の加害者、被害者双方の親族は、贖罪と誓約を通じて相互に平和を保障すべしとされた。領内のフォークトやミニステリアーレン、領民の間の暴力、殺害の横行という現実に対し、司教ブルハルトは裁判と処罰ではなく、贖罪と和解 *satisfactio, reconciliatio* による平和の回復を期待したのである。アルトホーフは貴族の紛争に臨む国王の仲裁・和解と恩赦の原則を、貴族の地位と名誉への配慮から説明したが、当事者間の交渉、仲裁、和解は、あらゆる身分、階層において行われた慣行であった。法秩序よりも平和秩序の維持・回復が優先されねばならない現実、社会に遍在したのである。ケラーが述べるように、規範としての法秩序ではなく、多様なプロセスによる平和の実現を追求する王権がポスト・カロリング国家に共通するものであるとすれば、こうし

た王権のあり方は以後、どのように変化するのか。この点についてケラーは一二世紀半ば、フライジング司教オットーがフリードリヒ・バルバロッサを、恩赦という悪しき慣習に屈さず、法的嚴格主義を貫くことにより平和を保障する君主として称揚したことによつて、新しい国王統治理念の出現を示唆するにとどめている。

ケラーが示した、司教オットーのバルバロッサ像がそのまま現実ではなかったことは先に述べたとおりであるが、さらにヴァインフルターらが論じた一一世紀、ザリア王権の統治スタイルの位置づけを含め、一〇世紀から一二世紀の紛争解決とその展開についてはなお研究者の見解の相違は大きい。M・ズハンのハインリヒ四世時代の紛争に関する研究は、ハインリヒがその神聖王権的自意識をもつて、諸侯との交渉と合意という統治および紛争解決の慣行Ⅱ不文のルールを無視したことが政治秩序の危機をもたらし、合意が軽視されたため仲裁も期待される役割を果たし得なかったとしている。結局諸侯は伝統的秩序と平和の維持という国王の役務を担い得ないハインリヒを王位から排除することによつて、彼らの臨む秩序を回復したのである。ズハンの研究はアルトホーフのコンセプトにより、ハインリヒ四世時代の政治史を分析した成果であり、前述のヴァインフルターのハインリヒ三世に関する考察に繋がるものといえよう。^②

H・フォルラートは早い時期より文化社会史的、人類学的関心から法、裁判、紛争の考察を行ってきたが、ケラー報告と同じスポレートの研究集会では国王の平和令と裁判の關係に関する報告を行った。^③それによれば、フリードリヒ・バルバロッサらの一二世紀のラント平和令は、平和破壊行為の主体や、刑罰の執行者を明記していないことが多く、全体として実際の治安立法としての性格は不明確である。当時の王権はそのような平和の実現のための制度的インフラストラクチャを持たなかった。平和令はむしろ華々しい平和の宣告と誓約によつて、公の場で儀礼的、祝祭的に平和理念をうったえることにより、平和秩序へのある種の強制力を生み出そうとするものであったのである。フォルラートは平和令を国家権力の法的基盤の強化という従来の法制史のコンテクストから解き、その儀礼的な演出と表象から考えようとした。そのコンセプトは、リチュアルが制度国家としての脆弱性を補う効果をもったというフォルラートの研究を貫く認識と重

なるものである。「神の平和」「ラント平和」に関する最近の研究動向については前稿で述べたので、ここでは詳しく論じることがはかえたい。T・ヘッド、R・ランデスや、H・W・ゲッツらが、「神の平和」は貴族領主間のフェーデ自体を排除するものではなく、フェーデにかかわった人々を和解させ、非武装の人々に被害が及ぶことを避け、また生じた被害を賠償させることに関心を向けていたと述べるのは、やはり法をプロセス（交渉・合意）と考える近年の傾向と符合する。^⑤

4 フランスにおける紛争史研究

最後にフランスの研究動向にふれねばならないのだが、「アメリカ学派」の紛争研究が主としてフランス中世社会を対象としており、またその成果はフランスの中世史家にも少なからぬ影響を与えたはずであるにもかかわらず、管見の限りでは社会史研究の先進国、フランスでは奇妙なことに、紛争研究はあまり目立たない。このテーマに関する最初の論文集といつてよい、二〇〇一年に刊行された「高等教育機関中世史家協会（SHAMES）」主催のシンポジウムの成果『中世における紛争解決』の序論においてC・ゴヴァールは、八〇年代までのフランスの紛争研究は裁判制度や和解契約の研究が中心であり、この書物に示される新しい研究はアメリカやドイツ（アルトホーフ）の研究からの刺激によって生まれたと述べている。^⑥本書に収録されたフェーデ研究は次章で触れるが、バルテルミの巻頭論文は、裁判とフェーデ、報復の相互関係を確認し、紛争と仲裁、和解の繰り返しだが、一社会のアイデンティティ形成を促したと述べる。^⑦その他、裁判外のインフォーマルな紛争解決の関係、リチュアル、聖遺物の利用、公的贖罪制など、紛争解決に関する所収論文のテーマは多様であるが、おおむねアメリカ、ドイツの紛争研究が提示してきた論点と議論の枠組みの中にあるように思われる。この点はフランスでも蓄積のある裁判の研究においても同様であり、二〇〇三年に刊行された論集『千年頃の裁判』では、たとえばR・ル・ジャンが形式上の裁判・判決と実質的な交渉・和解は表裏一体をなし、「敗訴者」にも応分の配慮（失った財産の一部返還やその利益権の保証、修道士の兄弟盟約への加入など）がなされたことを、ドイツ、フランスの史料から例証

している。財産をめぐる法が多元的で、規範自体が衝突する社会では、交渉と妥協による解決は不可避だったといえる。^⑧ただしこの認識が「千年頃の変化」とどう関わるのかは判然としない。

- ① 中世のローマニケーションに関する最近の主な文献として Althoff(Hg.), *Formen und Funktion öffentlicher Kommunikation im Mittelalter*, Vorträge und Forschungen 51, 2001; Schneider, K./Sigmori, G. (Hrsg.), *Bilder, Texte, Rituale: Wirklichkeitsbezug und Wirklichkeitskonstruktion politisch-rechtlicher Kommunikationsmedien in Stadt und Adelsgesellschaften des späten Mittelalters*, 2000; Röser, W.(Hg.), *Kommunikation in der landlichen Gesellschaft vom Mittelalter bis zur Moderne*, 2000. ローマニケーションの法と支配の両点を題した『總論』 Duchardt, H./Melville, G.(Hg.), *Im Spannungsfeld von Recht und Ritual. Soziale Kommunikation im Mittelalter und früherer Neuzeit*, 1997.
- ② 以下ではアルトホーフの主な著書、論文のみ一括して挙げておく。アルトホーフの研究の詳細な紹介と業績提示は、前掲拙稿、六六―七六、七八―七九頁を参照。Althoff, *Verwände, Freunde und Getreue. Zum politischen Stellenwert der Gruppenbildungen im früheren Mittelalter*, 1990; Ders., *Spielregeln der Politik im Mittelalter. Kommunikation in Frieden und Fehde*, 1997; Ders., *Gewohnheit und Ermessen. Rahmenbedingungen politischen Handelns im hohen Mittelalter*, in: Leisinger, P./Metzler, D.(Hg.), *Geschichte und Geschichtsbewusstsein. Festschrift f. K.E.Jeismann zum 65. Geb.*, 1990; Ders., Heinrich der Löwe in Konflikten. Zur Technik der Friedensvermittlung im 12. Jahrhundert, in: Luckhardt, J./Niedhoff, F.(Hg.), *Heinrich der Löwe und seine Zeit*, Katalog der Ausstellung, Bd. 2, 1995; Ders., Zur Bedeutung symbolischer Kommunikation für das Verständnis des Mit-
- telalters, in: *Frühmittelalterliche Studien* 31, 1997; Ders., *Ira Regis. Prolegomena to a History of Royal Anger*, Rosenwein, B.H. (ed.), *Angers' Past. The Social Uses of an Emotion in the Middle Ages*, 1998; Ders., Veränderbarkeit von Ritualen im Mittelalter, in: Ders. (Hg.), *Formen und Funktionen öffentlicher Kommunikation im Mittelalter*, 2001. アルトホーフ(柳井尚子訳)『中世人と権力』八坂書房、二〇〇四年。
- ③ Althoff, *Die Macht der Rituale. Symbole und Herrschaft im Mittelalter*, 2003.
- ④ Ebenda, S. 80-83.
- ⑤ Ebenda, S. 150-160. K・ゲーリヒによれば、バルロッサの裁判に対してロンバルディア都市はその党派性の故に信頼を置かず、他方バルロッサは都市民が合意により *deditio* を行った後も、度々この合意事項を無視した。それゆえ交渉と和解の紛争ルールも機能不全を呈し、徹局的な紛争拡大を招いたと云々。Görich, K., Der Herrscher als parteiischer Richter, in: *Frühmittelalterliche Studien* 29, 1995, S. 273-288.
- ⑥ 前掲拙稿、中世史。Dlicher, G., Mittelalterliche Rechtsgewohnheit als methodisch-theoretisches Problem, in: Dlicher u.a., *Gewohnheitsrecht und Rechtsgewohnheiten im Mittelalter*, 1992, S. 37-42, 50-52.
- ⑦ Mooglin, J.-M., Rituels et 'Verfassungsgeschichte' au Moyen Âge, in: *Francia* 25, 1998, pp. 245-250.
- ⑧ Weinfurter, S., Ordnungskonfigurationen im Konflikt. Das Beispiel Kaiser Heinrichs III., in: Petersohn, J.(Hg.), *Medietalia Angustia*

- Forschungen zur Geschichte des Mittelalters, 2001, S. 79-100.
- ⑥ 世井俊顕『東洋の文化と中世の政治』(東京: 中央公論社, 1973) Stollberg-Riling, B., Zeremoniell, Ritual, Symbol. Neue Forschungen zur symbolischen Kommunikation in Spätmittelalter und Früher Neuzeit, in: *Zeitschrift für Historische Forschung*, S. 389-405.
- ⑦ Garnier, C., Injures und Satisfaktion. Zum Stellenwert rituellen Handelns in Ehrkonflikten des spätmittelalterlichen und frühneuzeitlichen Adels, in: *Zeitschrift für Historische Forschung*, Bd. 29, 2002, pp. 558-560. Althoff, G./Wirthöft, Ch., Les services symboliques entre dignité et contrainte, in: *Annales HSS*, 58-6, 2003, pp. 1293-1318. ハーメルとホルツの交渉と王族の威光, Text und Ritual として政治に利用される。
- ⑧ Garnier, C., *Amicus amicus inimicus inimicus. Politische Freundschaft und feindschaftliche Netzwerke im 13. Jahrhundert*, Stuttgart 2000. 前掲『中世の政治と外交』を参照。
- ⑨ Geary, P.J., Extra Judicial Means of Conflict Resolution, in: *La giustizia nell'alto medioevo (secoli V-VIII)*, Settimane di studio del centro italiano di studi sull'alto medioevo 42, 1995, pp. 569-601.
- ⑩ 筆者も同じ問題関心から『11世紀の紛争解決と政治秩序』の関連について考察を行った。拙稿「中世盛期ドイツにおける紛争解決と国制」『京都大学文学部研究紀要』四三(二〇〇四年)。なお Patzold, S., *Konflikte im Kloster. Studien zu Auseinandersetzungen in monastischen Gemeinschaften des ottonisch-salischen Reichs*, 2000 はホルトホーフのコンヤートを手がかりに、俗人貴族社会とは異なり、文書利用が進んだ修道院内部の紛争を考察している。
- ⑪ Kamp, H., *Friedensstifter und Vermittler im Mittelalter*, 2001.
- ⑫ Krieb, S., *Vermitteln und Versöhnen. Konfliktregelung im deutschen Thronstreit 1198-1208*, 2000.
- ⑬ Hirsch, H., Die hohe Gerichtsbarkeit im deutschen Mittelalter, 1922; Gernhuber, J., *Die Landfriedensbewegung in Deutschland bis zum Mainzer Reichslandfrieden von 1235*, 1952.
- ⑭ Richter, K., *Friedrich Barbarossa hält Gericht. Zur Konfliktbewältigung im 12. Jahrhundert*, 1999, S. 210-214.
- ⑮ Gorlich, K., *Die Ehre Friedrich Barbarossas. Kommunikation, Konflikt und politisches Handeln im 12. Jahrhundert*, 2001, S. 364-377.
- ⑯ ヘルムホルツの論争の背景については前掲『中世の政治と外交』を参照。
- ⑰ Geary, op. cit., p. 601.
- ⑱ Keller, H., Die Idee der Gerechtigkeit und die Praxis königlicher Rechtswahrung im Reich der Ottonen, in: *La giustizia nell'alto medioevo* pp. 91-128.
- ⑲ Suchan, M., *Königsherrschaft im Streit. Konfliktbewältigung in der Regierungszeit Heinrichs IV.*, 1997, S. 29-46, 67-70, 82-86, 292-305. 中世王権の紛争解決については Reuter, T., Unruhezeit, Feinde, Rebellion, Widerstand: Gewalt und Frieden in der Politik der Salierzeit, in: Weinfurter, S.(Hg.), *Die Salier und das Reich III*, 1991, S. 297-32 参考。
- ⑳ Vollrath, H., Die deutschen königlichen Landfrieden und die Rechtsprechung, in: *La giustizia nell'alto medioevo* pp. 591-619.
- ㉑ ヘルムホルツの研究として Vollrath, Rebels and Rituals: From Demonstrations of Enmity to Criminal Justice, in: Althoff, G./Fried, J./Geary, P.J.(ed.), *Medieval Concepts of the Past*, 2002, pp. 89-110.
- ㉒ Head, Th./Landes, R.(ed.), *The Peace of God. Social Violence and*

Religious Response in France around the Year 1000, 1982, Introduction, p. 8. Goetz, H.-W., Gottesfriedensbewegung im Licht neuerer Forschungen, in: Buschmann, A./Wadle, E. (Hg.), *Landfrieden. Anspruch und Wirklichkeit*, 2002, S. 41, 47.

²⁶ Gauvard, C., Avant-Propos, in: *Le Règlement des Conflits au Moyen*

Âge, p. 7.

²⁷ Barthélemy, D., La vengeance, le jugement et le compromis, in: *Le Règlement des Conflits au Moyen Âge*, p. 7.

²⁸ Le Jan, op. cit.

三 フェーデ研究の動向

1 フェーデの社会的機能

以上の研究動向は主として貴族社会が対象であり、とくにドイツの研究動向については国王の、自身を含めた貴族、諸侯間の紛争への対処、その原則と理念といった視点が顕著であった。しかし王権が法と裁判を強制する権力基盤を持たない以上、国王の紛争解決へのイニシアチブは、当事者側には選択肢の一つにすぎない。貴族社会に限らず、中世社会のあらゆるレベルにおいて、紛争当事者は自身の属す身分仲間やコミュニティ、親族関係、その他の様々な社会的関係に依存しつつ、妥当な紛争解決方法を選択した。

中世から近世におよぶ、社会の広い階層が利用した紛争への対処方法の一つが、相手に対する直接的な実力行使、すなわちフェーデである。中・近世の政治史における紛争は、典型的には貴族領主を担い手とするフェーデとして現れる。周知のようにO・ブルンナーは『ラントとヘルシャフト』において、一定のルールに則って行われるフェーデが貴族領主の政治的手段であり、適法な行為として認識され、実践されたことを豊富な例証をもって論じた^①。ブルンナーにとってフェーデは、主権的権力を欠き、法秩序が今日的な平和秩序を意味しない前近代の国制の特質を端的に示すものであった。こうした国制においてはフェーデと平和は表裏一体として秩序を規定し、維持したのである。以後のフェーデ研究は、法

人類学的な研究をも含めて、基本的にフエーデを中世の社会と政治の秩序における重要なファクターとして位置づけようとしてきた。^② ここまで紛争解決に重点を置いて研究動向を追ってきたが、フエーデは武装暴力の行使をピークとする紛争のダイナミックな局面である。ここでは多岐にわたるフエーデ研究の全容を論評する余裕はない。以下では前章までの紛争研究に関わりの深い、最近のフエーデ研究における動向のみを取り上げる。^③

近年、ブルンナーのフエーデ論に厳しい批判を加えたのはイスラエルの歴史家G・アルガージである。アルガージによれば、農民に対する「保護」が領主の農民支配（ブルンナーのいう領主への「援助」としての貢納）を正当化するという、支配の相互（双務）関係のブルンナー・モデルは実証されない。領主の農民保護とは、フエーデにおける敵対領主の攻撃に対する保護であり、個々の領主相互のフエーデ行為が社会全体としてみれば、領主の農民「保護」＝支配を維持・再生産させていたのである。^④ ブルンナーがフエーデの法的性格を強調し、農民に対する暴力的側面を軽視したこと、また領主のフエーデとその「保護（支配）」の相互関連を見ず、フエーデの社会構成的機能を同時代の法理念を中心とした叙述の中で曖昧にしてしまったことは、ブルンナーのラント（領邦）政治構造論の根本的問題だということである。

フエーデ、領主支配と農民への暴力を機能的・構造的な視点から結びつけるアルガージ説に対し、一部の歴史家は新しい支配の社会（経済）史として高く評価したが、少なからぬドイツの歴史家は実証と論理の双方において厳しい批判を浴びせた。^⑤ とりわけ領主・農民関係の相互的な側面を無視して領主の暴力性を強調することは、農民を無力な隷属者と見なすことにつながり、農村社会のこのような理解は今日では受容し難いと言わねばならない。しかしフエーデが封建的身分秩序の維持に貢献していたという、フエーデの社会的機能への着眼は評価されるべきであり、実際この視点は、その後の研究に少なからぬ影響を与えた。より政治的なフエーデ機能論を説くH・ズモラは、フランケン地方における一五、一六世紀のフエーデを考察し、その担い手は貧困化した「強盗騎士」ではなく、むしろ一定の財産を所有し、領邦の官職を与えられた比較的豊かな貴族であったこと、フエーデの最盛期は国家なきアナキーな政治状況ではなく、本格的な領邦

形成期であったことを明らかにした。フエーデは騎士や在地貴族にとつて、自身の権利と実力をアピールし、領邦君主と有利な関係を取り結ぶことによって上昇を遂げる手段であり、領邦君主にとっては、競合領邦に対抗しつつ在地貴族を自身の影響下に置くチャンスでもあった。領邦君主はフエーデ当事者の仲裁や関係調整、一方への支援、とくに競合する領邦君主へのフエーデの支持などを通じて、これを自身の領邦政策に利用したのである^⑥。

またズモラはフランケン^⑦の貴族フエーデにおいては、名譽毀損がフエーデの直接的原因となることは殆どないものの、物的、経済的な權益をめぐる争いを敵対者、社会に対して正当化し、上位権力である諸侯の、自身に有利な介入を導くためにも名譽の言説が用いられたと述べる。貴族の名譽には、諸侯も配慮せざるを得ない。このようにして貴族は、物的利益のための戦いを、貴族の共有すべき理念あるいはモラルの戦いへと転じ、それによって諸侯の介入を調整ないし統制しようとした。モザイク的な領域関係の中で、閉鎖的な領邦支配が確立しないフランケンでは、フエーデは名譽をも媒介として在地貴族、諸侯の多面的な結合を促したのである^⑦。

領邦政策を念頭に置いて政治的・機能的にフエーデを捉えるズモラに対しJ・モーセルは、君主と在地貴族が共通する目的（君主との関係強化・国家統合）を持ってフエーデに臨んだかのごとき（目的論的）解釈には無理があると批判する。国家より社会に目を向けるモーセルはむしろ、君主権力の抑圧に抗しつつ行われる貴族領主のフエーデは、社会秩序の流動化が顕著な中世末期に、個々の領主への領民団体の従属関係を明確化し、また貴族領主間の親族関係、友好関係、その他の社会的ネットを強化したことを強調する。フエーデは前国家的社会の現象ではなく、それ自体、国家から自立した社会秩序を生産し構造化したものである。ここには明らかにアルガージの影響が認められる。

アルガージをも含めた三人のドイツ外の研究者によるフエーデ研究は、靜態的な構造モデルの中に収まっていたブルンナーのフエーデ論の枠を抜け、社会と政治（国家）との相互関係においてフエーデを機能的に捉えようとしたものと評価できよう。ここではとりわけ、紛争（とその解決）が新しい社会的、政治的秩序を創出、再生、維持するという、前章ま

での考察から明らかにした紛争研究の一動向が、各々異なるニュアンスにおいてではあるが、ズモラ、モーセルにおいても見いだされることを確認しておきたい。

2 フェーデとリチュアル

象徴やリチュアルは紛争解決のみならず、紛争の展開過程においても重要な役割を果たしていたとすれば、新しいフェーデ研究がそのようなコミュニケーション形態に着目したのも容易に理解されよう。先にも言及したガルニアは、一三八〇年代の国王ヴェンツェルによる都市ドルトムントの抵当化（入質）を契機に、同市とその抵当権者たるケルン大司教、マルク伯らの間で生じたフェーデを、行為の象徴性やリチュアルに着目しつつ考察している。^⑨ フェーデに先立ってケルン大司教、マルク伯、そしてドルトムントをも含むヴェストファーレンの多くの聖俗諸侯が形成したラント平和同盟は、フェーデ自体を問題とせず、フェーデにおける無防備な人々の保護等を規定しており、この点でラント平和同盟はむしろさしえたフェーデのルール作り、あるいはフェーデの序幕を意味した。ドルトムントに遺るフェーデ記録 *Friedebuch* に記入された一三八八年の大司教、伯側のフェーデ宣告状に、多数の諸侯、貴族が支持者として名を連ねたことは、威嚇的效果を企図したものである。しかし双方の支持者は、相手陣営の少なからぬ人物に対して敵対行為の保留・除外を特記しており、利害関係と人的ネットの複雑さのゆえに両党派の結合は流動的で緩いものであったことがわかる。大司教側の意図は武力により屈服させることではなく、シンボリックな威嚇行為によりドルトムント市民を交渉の席に着かせることであり、それゆえ散漫な武力行使と並行して常に和解への努力が続けられた。一三八九年に六度目の交渉において、双方からの六人ずつにゾーストの役人三人を加えた一五人の仲裁者団によって成立した和解では、ドルトムントが負う賠償金が「自発的贈り物」とされたのは、同市の体面への配慮であった。

ガルニアはこの事例のフェーデ宣告から和解に至る過程は、常にシンボリックな意味を帯びていたと述べる。前述のフ

エーデ宣告とは、和解交渉のための最後のアピールでもあった。こうした展開過程から認識されるのは、何よりもフエーデが最初から、限定された象徴的な武力行使と交渉の組み合わせにより、望ましい関係の回復をめざして行われていたことである。ガルニアの今ひとつの論考は、諸侯、貴族の名誉にかかわる紛争と紛争解決のリチュアル、決闘と決闘禁止令の中に、名誉のバランス回復を主眼としたコミュニケーション・モデルが中世後期から近世へと連続していたこと指摘しており、前述のように政治史に重点を置いた学位論文を作成したガルニアも、この点ではアルトホーフの問題意識を継承しているといえよう。^⑩

3 農民のフエーデ

前述のようにアルガージ説において農民は、領主貴族のフエーデに際して暴力に曝され、同時にその「保護」に服す無力な存在であった。アルガージのみならず、農民は中世盛期には武装権を失い、同時に「血讐」を除いてフエーデ権をも奪われたという理解は、ブルンナーを含めてドイツ法制史に共通するものであった。実はブルンナーも例外的現象として農民のフエーデ行為に言及しており、またクライストの作品でも著名なハンス・コールハーゼの事例から、非貴族のフエーデは知られていたが、歴史家は一般にこれを貴族フエーデの副次的派生物とし、研究対象とすることはなかった。^⑪ ようやく二〇〇〇年にJ・ペータースが一六世紀のブランデンブルクの裁判史料から、多数の非貴族のフエーデ事例を明らかにした。^⑫ また筆者はバイエルン、オーストリアの史料より、農民の武器携行を禁止ないし制限する平和令の規定は身分統制的な意図によるものであり、当局も地方の治安に責任を持たず、犯罪者逮捕には在地住民の協力を要したこと、農民兵の伝統があるスイスやティロルのみならずバイエルンなどでも、中世後期から近世にかけて武装自弁の選抜民兵制がしかれたように、農民の武器所有・携行と使用は一定の条件下に認められ存続していたことを指摘した。オーストリア、ティロルのヴァイズテューマーには、農民のフエーデ的な行為に対して裁判当局が寛大に対処したことを示す規定が少なく

ない。その際フエーデと血讐の区別は明確ではない。^⑬ 以上の筆者の考察は実証的にはなお不十分なままにとどまっていたが、二〇〇三年に刊行されたCh・ライヌレの名著『農民フエーデ』は、中世末期バイエルンの未刊行史料を中心に、正面からこの問題と取り組んだ研究の成果である。^⑭

ライヌレは一五世紀後半から一六世紀初めのバイエルンにおけるラント裁判の会計記録（Vitzumland）と称する重罪の罰金記録などから数百件の非貴族身分によるフエーデおよびフエーデ類似行為を見出し、これらを内容により分類した。そうした行為とは、フエーデ宣言、言葉と文書による威嚇、脅迫、放火、放火殺人、殺人、そしてこれらと結びつく離村Ausstreitenなどであり、実際にはこのような行為が様々に組み合わさっていた。フエーデ主体は農民のほか、職人等、下層民をも含む都市住民が加わる。そのフエーデ行為の相手は同じ農民から、一つの村落、都市、領主（修道院を含む）に及ぶ。ライヌレが「復讐断念誓約書Uriedebrief」、その他の裁判文書により詳述した事例を見れば、フエーデの動機としてはやはり、財産（保有地など）の保全と名譽の回復・維持が相互に結びついて現れる。意外性とリアリティに富む個々の事例の叙述に立ち入る紙幅はないが、ライヌレが農民フエーデの特質について確認したのはおおよそ以下の点である。

フエーデを貴族身分に限定し、農民のフエーデ行為を身分秩序の混乱とする言説は史料には現れず、フエーデの身分秩序維持機能を強調することは正当ではない。農民のフエーデを支えたのは親族や友人、その他のかなりの広がりを持つ支援者であり、フエーデにおける身分を越えた相互支援関係は農民、市民、在地貴族の間でも見られた。また仲裁する隣人たちの態度はいわば世論の代表として、フエーデ行為を単なる恣意的暴力から区別させた。裁判など法的手続きによる自身の権利保全が困難と見た場合、農民が領主に対してさえ、取ってフエーデ行為を行ったのは、それが周辺の理解を得、より良い解決に至る可能性があったからである。フエーデ農民の行動範囲はしばしば領邦の枠を越え、またそれに対応した広がりを持つ支援のネットが数年に及ぶフエーデを支えた。そのようなフエーデは場合によっては国王や（近隣の）領

邦君主による介入、仲裁を促し、その結果、あるときはフェーデ農民に有利な裁定が下され、また一般には重罪とされた農民のフェーデ宣告も不問にされたように、フェーデ行為自体は必ずしも厳罰に処されなかった。法規範が多元的で当局の「規範決定権力」が社会の不文の慣習を制圧できない状況下では、裁判役人がフェーデ農民に和解交渉のための安全通行を保証するなど、権力もフェーデの社会的調整機能を容認したのである。なお一五世紀半ばから一六世紀にかけて多数の農民のフェーデが確認されるのは、当時の豊かな裁判史料自体によるほか、当局のフェーデに対する統制意欲をも反映している。しかし中世末期―近世初の農民フェーデを固有の社会経済的状況、人口動態や農民戦争との関連で説明することは困難であり、むしろ農民のフェーデ行為は一一世紀に確認されて以来、中世盛期を通じて根絶されずに存続してきたと考えられる。一六世紀のうちに領邦権力によるフェーデ一般への抑圧は強まるが、一七世紀になおドイツ各地で農民フェーデが散見するように、その終期は明確ではない。^⑮

以上のようにライヌレが説くところからすれば、農民フェーデは貴族フェーデの模倣ではなく、血讐に限定されるものでもない。それは貴族フェーデと同様な（主観的）法意識に基づき、また農村社会の伝統的な規範構造に根ざしたものである。ライヌレはこの規範構造を明確に示してはいないが、それはかつてR・ヴァルツが近世農村社会を「闘争的文化」「闘争的コミュニケーション」によって特徴づけたことと重なるものである。^⑯あるいは農民的営為のための物質的な権利意識および、名譽と結合した主観的な法意識の一体化した農民文化とでもいえるようか。ライヌレの研究はこのような闘争的コミュニケーション（いうまでもなく交渉・和解と表裏一体の）が社会の様々な階層において実践されていたことを明らかにすることにより、フェーデ研究を紛争・紛争解決の広いパースペクティヴの中に置くことを可能にしたのである。

ライヌレの農民フェーデ論は、同時代の農村社会史をどのように書き換えるのか、なお定かではない。またライヌレの研究には他にも検討すべき点が多々あるが、一点のみ挙げるとすればフェーデと共同体の関係である。ライヌレは、農民のフェーデは個人的動機による行為であり、村落単位の農民蜂起とは異なると述べる。^⑰これは村落自治が弱かったとされ

るバイエルンの特質とも考えられるのだが、他方で筆者が考察した中世後期―近世のティロル溪谷地方では、共同放牧地や森林の利用をめぐる溪谷内の小集落間で、一部は実力行使をもとまう紛争が頻発していた。こうした村落間紛争の多発は、南ティロルを対象としたK・ヒンターヴァルトナーの近著からも明らかであろう。しかも繰り返される共有地紛争の仲裁においては、溪谷内の少なからぬ近隣集落が重要な役割を果たしていた。^⑩ 同様な山岳農村の事例としては、F・ムートンが中世盛期・後期の西アルプス、サヴォア、ドフィネ地方における村落共同体の放牧地をめぐる領主との、および村落相互の紛争を考察し、様々な象徴的行為や、儀礼化され、限定された暴力をもとまう紛争と仲裁を通じて共同体の結合が強化されたこと、また一四、一五世紀には次第に仲裁において諸侯権力とローマ法の影響力が強まり、当事者間の合意以上に「よき法」の回復が重視されたことを明らかにしている。ムートンによれば対立する溪谷間で定期的な仲裁集会（法廷）が開かれたピレネー地方と異なり、西アルプスではそうした自治的組織が形成されなかった。^⑪ しかし筆者はティロル地方における地域の自律的な紛争解決のプロセスを重視し、溪谷の小集落間による相互の仲裁が、溪谷共同体（「ラント裁判共同体」としての公共意識（アイデンティティ）およびその自治的、政治的機能（領邦議会への代表派遣等）と密接に関連していたと考えている。フェーデ固有の形式にこだわらず、農村社会の紛争を広く視野に収めれば、近年日本中世史においても注目されている村落間紛争と比較可能な多様な紛争形態が、ヨーロッパ中・近世の農村社会においても見い出せるのではないだろうか。^⑫

こうして従来のように規範的法史料により（騎士・貴族に限られたといわれる）フェーデ「権」を問題にするのではなく、フェーデを「闘争的コミュニケーション」「紛争文化」の一形態と見ることににより、法制史家の領分であったフェーデ研究と新しい紛争史研究の融合を促すことが可能になるのである。それは紛争を世界的に考察する道にもつながる。

⑩ Brunner, O., *Land und Herrschaft* 5. Aufl., 1965, S. 1-110. 中世盛

期、後期のラント平和令も大半は、裁判による権利（主観的法）の回

復が見込めない場合のフエーデを禁ずるものではなく、「金印勅書」もフエーデ宣告などの手続きを規定するにとどまり、さらに一六世紀のカロリーナ帝国刑法典もフエーデを適法とするごくつかのケースを規定する。Müller-Tragin, Ch., *Die Fehde des Hans Kollhase*, 1997, S. 114-118. 同時代人のフエーデ理解や法規範におけるフエーデの位置については、Terhan, Ch., *Die Herforder Fehden im späten Mittelalter*, 1994, S. 11-45.

- ② ドイツ語圏以外では、「ラントとホルシヤフト」の最初の翻訳が刊行されたイタリアの研究者が、両国の前近代における類似的な法と権力の多元構造からブルンナー説を受容する姿勢が見られる。たとえばトリエントのイタリア・ドイツ歴史研究所におけるブルンナー・シンポジウムの報告者M・メリッジの次の報告「Merizzi, M., Otto Brunner, storico delle istituzioni, in: *Annali dell'Istituto storico italo-germanico in Trento*, 13, 1987, 34-43. Zorzi, A., "ius erat in armis". Faide e conflitti tra pratiche sociali e pratiche di governo, in: *Origini dello Stato*, a cura di G. Chittolini, 1993. Kuehn, Th., *Antropologia giuridica dello Stato*, in: *Ibid.*, 2000, 20-21.

- ③ 都市のフエーデについては近年、以下のような個別研究が公にされているが、ここでは取り上げない。Orth, E., *Die Fehden der Reichsstadt Frankfurt am Main im Spätmittelalter*, 1973. Neitzert, D., *Die Stadt Göttingen führt eine Fehde 1485/86*, 1992. Terhan, a.a.O. 若曾根健治「中世後期フエーデをめぐる諸問題——都市文書史料からの瞥見——」『西洋史論集』三九、二〇〇一年。従来裁判以外の紛争解決プロセスについてはあまり研究のなかったイギリス中世史におけるローレンスの研究を進める。Hyams, P.R., *Nasiness and Wrong, Rancor and Reconciliation*, in: Brown/Görke(ed.), op. cit., pp.

- ④ Algazi, G., *Herrngewalt und Gewalt der Herren im Spätmittelalter*, 1996. アルガージによれば、中世末期の風刺作品中に「領主のフエーデや暴力には農民・市民を規律化し身分秩序の弛緩を妨げる作用を持つ」という認識が現れている。Algazi, The Social Use of Private War: Some Late Medieval Views Reviewed, in: *Teil Ächter Jahrbuch für deutsche Geschichte*, 22, 1993, p. 262. アルガージのブルンナー批判は、その「ラント」や「保護」などに潜むナチの国家観と親的なイデオロギー性にまで及ぶが、ここでは立ち入らない。「オットー・ブルンナー」(P・シェットラー(木谷勤他訳)『ナチズムと歴史家たち』名古屋大学出版会、二〇〇一年)。

- ⑤ アルガージ説に対する好意的書評として Toch, M., in: *Deutsches Archiv für Erforschung des Mittelalters* 53, 1999, S. 325f. 支配的な相互関係の視座からアルカーンや批判的なホルンstein, A., in: *Zeitschrift für Historische Forschung* 25, 1998, 592-597. 44 Jendorf, A./ Krieb, S., Adel im Konflikt. Beobachtungen zu den Austragungsformen der Fehde im Spätmittelalter, in: *Zeitschrift für Historische Forschung* 30, 2003. はフエーデにおける都市民と都市領主との緊密な協力関係を示して、支配の暴力性を強調するアルガージ説を批判する。Kaminsky, H., in: *Spektrum* 73, 1998, pp. 79-802. は国家観や保護支配に関するアルガージの史料の根拠を問題にする。

- ⑥ Zmora, H., *State and Nobility in Early Modern Germany. The knightly feud in Franconia, 1440-1567*, 1997.
- ⑦ Zmora, Adelige Ehre und rituelle Fehde: Franken im Spätmittelalter, in: Schreiner, K./Schwehloff, G.(Hg.), *Verletzte Ehre*, 1995, S. 92-109. したがってモラが述べているように、明確な定義のない名譽が

前面に出ると、紛争の収拾は一層困難となる。この看過については、*諸侯間フューデにおける名誉の関わり方*については Moeglin, Fürstliche Ehre und verleierte Ehre der Fürsten im spätmittelalterlichen deutschen Reich, in: Schreiner/Schwerhoff(Hg.), a.O., S.77-91, 中の他国制史との関連では、フューデを「強盗騎士」などの平和破壊行為を取り締まるために形成された領邦間協定に関する研究として Kaufmann, M., *Fehde und Rechtshilfe. Die Verträge brandenburgischer Landesfürsten zur Bekämpfung des Raubritterturns im 15. und 16. Jahrhundert*, 1993 年 48 頁。

- ② Morsel, J., Überlegungen zum sozialen Sinn der Fehdepraxis, in: Rödel, D./Schreiner, J. (Hg.), *Strukturen der Gesellschaft im Mittelalter*, 1996, S. 140-167, なお近世のシエネンザ北部渓谷地方における（都市）国家と在地の権力、有力者、親族関係のネットワーク秩序の中にフューデを機能的に位置つけた研究として Raggio, O., *Falde e Parentele. Lo stato genovese visto dalla Fontanabuona*, 1990 年 46 頁。

- ③ Garnier, Symbole der Konfliktführung im 14. Jahrhundert: die Dortmund Fehde von 1388/89, in: *Westfälische Zeitschrift* 151/152, 2001/2002, S. 23-46.

- ④ Garnier, Injurien und Satisfaktion（前章の注③参照）。Rösener, W., Fehdebrief und Fehdewesen, in: Heinann, H.-D. (Hg.), *Kommunikationspraxis und Korrespondenzwesen im Mittelalter und in der Renaissance*, 1998 はフューデ宣告状を貴族のコミュニケーションという視点から考察している。

- ⑤ Kollnitsの商人のコールハーゼによるザクセン、ブランデンブルクの領邦君主をも巻き込んだフューデについては Müller-Tagin, a.O. 参照。

- ⑥ Peters, J., Leute-Fehde. Ein ritualisiertes Konfliktmuster des 16.

Jahrhunderts, in: *Historische Anthropologie* Jg. 8, H.1, 2000.

- ⑦ 拙稿「中・近世ドイツ農村社会の武装・暴力・秩序」前川和也編『ロマンティークションの社会史』ミネルヴァ書房、二〇〇一年、同「中・近世ティロル農村社会における紛争・紛争解決と共同体」『京都大学文学部研究紀要』四一（二〇〇二年）。

- ⑧ Reinle, Ch., *Bauernkriegen. Studien zur Fehdeführung Nichtadeliger im spätmittelalterlichen römisch-deutschen Reich, besonders in den bayerischen Herzogtümern*, 2003.

- ⑨ マンロー・レーキンによればザクセンでは一六世紀前半に貴族フューデ、農民・市民のフューデがともに顕著に増加する。Müller-Tagin, a.O., S. 174.

- ⑩ Walz, R., Agonale Kommunikation im Dorf der frühen Neuzeit, in: *Westfälische Forschungen* 42, 1992, S.221; Hütlinann, K., *Soziale Beziehungen im Dorf*, 2000 年 44 頁 Heidegger, M., *Soziale Distanz und Beziehungen im Dorf*, 1999 は農村社会の紛争を論じているが、その考察にフューデという概念を用いていない。

- ⑪ Reinle, a.O., S.300-301; Dies, *Fehden im Spannungsfeld von Landesherrschaft, Adel und bäuerlicher Bevölkerung*, in: Rösener, W. (Hg.), *Tradition und Erinnerung*, 2003, S. 192-193. バイエルンでは目立った農民蜂起や農民戦争は生じていることから、ライヌレは集団的な農民運動と個別的なフューデを区別する。なお、都市では一般に個々の市民によるフューデは禁止され、外部からの市民への攻撃には都市当局が対処する責任を負い、その限りで都市共同体がフューデの主体となる。市民個人が外部勢力とフューデを行う場合、都市を去らねばならず、それは原則として村落でも同様であった。Terharn, a.O., S. 48-50.

- ⑫ 拙稿「中・近世ティロル農村社会における紛争・紛争解決と共同

体」。Hinterwälder, K., *Almwirtschaft und Almstreit in den Gerichten Riten, Wangen und Villanders vom Mittelalter bis 1823*, 2002 ㉔五〇〇年以上にわたる南ティロルの放牧地をめぐる共同体間の紛争を考察している。

㉕ Mouthon, F., *Le règlement des conflits d'alpage dans les Alpes*

occidentales (XIIIe-XVIIe siècle), in: *Le Règlement des Conflits au Moyen Âge*, p.277.

㉖ 日本中世の村落間フェーデについては藤木久志『豊臣平和令と戦国社会』東京大学出版会、一九八五年などを参照。

おわりに

チエイエットは、中世紛争研究は中世人の世界観に導くと述べた。紛争と紛争解決は国家、地域、共同体、隣人関係など同時代のあらゆる政治的、社会的秩序との緊張を孕んだ相互関係にあって、人々の日常を規定していたことを言えば、至言である。そして紛争研究が狭義の裁判や貴族フェーデの法制史的研究を越えて、このような広い射程を持ち得たのは、ほかならぬチエイエットに始まる「アメリカ学派」と、その影響を受けたヨーロッパにおける学際的なアプローチによる研究の成果に負うところが大きい。本稿でとりあげた研究の主な部分は、基本的にそのような潮流に属するものである。それらの多岐にわたる成果をここで総括することは困難であり、また意味をなさないが、さしあたり次のような意義と課題を指摘しておきたい。法秩序が多元的で、当事者が紛争解決の方途を選択的に利用する中世社会では、紛争とその解決はそうした社会の秩序を規定する様々な人的結合（ネット）と不可分に進行する。しかしそのような紛争プロセスは単純に人的ネットの上で展開するのではなく、これを破壊させ、再編し、また創造もする。中世の国家と社会を支える制度や法が、人間の相互行為や合意のプロセスそのものであるとすれば、紛争とその解決における共同行為は、国家と社会の構造と秩序を維持・再生産するのみならず、その変化をも促したと考えるべきであろう。ここに紛争研究が単純な機能主義的図式をいささかでも越える可能性がある。それは各地域における多様な政治的、文化的、社会的条件をふまえた紛争のディテールの考察と、その比較を通じて実現されるべき課題である。そうした考察が紛争とその解決のプロセスにおいて現

れる言説、価値観とコミュニケーションの特質にまで及ぶなら、紛争史研究はきわめて現代的な意義を持つといえよう。紛争解決は人類社会の試金石である。

なお本稿で取り上げた紛争研究は、きわめて限られた範囲にとどまる。とりわけ中世初期を対象とした研究や南欧の研究動向にはほとんどふれていない。この他、都市社会を中心とした中・近世の暴力、犯罪、社会的規律化といった近年、隆盛をきわめている研究分野の動向についても、その検討は機会を改めねばならない。^②

① Chetty, Where conflict leads, p. 276.

2001を参照。

② 都市の市民蜂起、権力闘争を含めた様々な紛争についてはW・エー

ブレハットの論文集 Ehbrecht, W., Konsens und Konflikt. Skizzen und Überlegungen zur älteren Verfassungsgeschichte deutscher Städte,

【付記】本稿は二〇〇四年度科学研究費補助金（基盤研究C）による研究成果の一部である。

（京都大学大学院文学研究科教授）